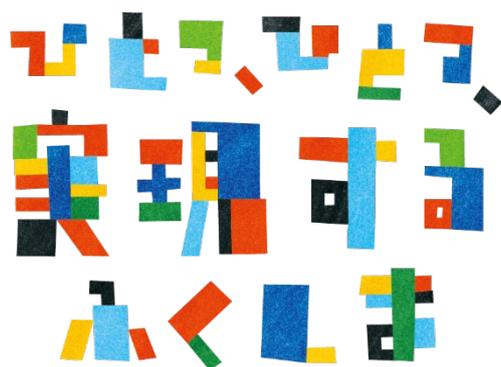


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和4年6月10日

福島県

東日本大震災と原子力災害から11年余りが経過しました。葛尾村、大熊町、双葉町の特定復興再生拠点区域において避難指示解除に向けた準備が進められるなど、避難地域の復興は、新たな段階に向けた大きな一歩を踏み出しています。また、昨年度の県産品の輸出額が過去最高を更新したほか、全国新酒鑑評会において本県の日本酒が金賞受賞数9回連続日本一を達成し、10月にはJR只見線の全線運転再開が予定されているなど、福島の復興は着実に前進しております。

一方で、今もなお3万人を超える県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題など、いまだ多くの困難な課題を抱えており、復興のステージが進むにつれて新たに顕在化する課題にも、的確に対応していかなければなりません。

さらには、長引く新型コロナウイルス感染症への対応に加え、今年3月に発生した福島県沖を震源とする地震など、度重なる自然災害による甚大な被害への対応を余儀なくされており、これらに迅速に対応しつつ、震災からの復興・再生が遅れることのないよう、確実に取り組んでいく必要があります。

このような中、先月、福島復興再生特別措置法が改正され、福島国際研究教育機構の設立等が新たに定められました。機構を一日も早く具現化し、福島イノベーション・コースト構想の司令塔として、浜通り地域等はもとより、県全体の復興を力強く推進する拠点となることが期待されております。

来年度は、第2期復興・創生期間の折り返し地点を迎えます。今年4月にスタートした当県の新しい総合計画や、福島復興再生計画に掲げた取組等を一つ一つ実現させながら、福島の復興・創生を更に加速していかなければなりません。

国におかれましては、県や市町村の声に真摯に耳を傾け、最後まで責任を持って対応するとの決意の下、福島の復興・創生に総力を挙げて取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和4年6月10日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<全般的事項>

- I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応 1
- II 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応 3
- III 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化 4

<個別事項>

- IV 避難地域・浜通りの復興・再生 11
- V 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
. 24
- VI 原子力発電所事故への対応 36
- VII 風評払拭・風化防止対策の強化 45
- VIII 県民の健康と安全・安心を守る取組 50
- IX 産業再生、インフラ整備 57
- X 地方創生の推進、デジタル社会の実現、
大規模自然災害への対策 66
- 省庁別索引 69

<全般的事項>

I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制委員会、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについては、政府によって、昨年 4 月に基本方針が決定し、1 2 月に行動計画が策定されたところである。

現在、これらに基づき情報発信等の取組が進められているが、いまだ農林水産業を始めとする県内外の関係団体や自治体等から、新たな風評が生じることへの懸念や海洋放出に反対等の様々な意見が示されるなど、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。

この問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であることから、国が前面に立って、これまで風評払拭に向け懸命に積み重ねてきた県民の努力が水泡に帰すことのないよう、関係省庁がしっかりと連携し、行動計画に基づき政府一丸となって以下の措置を講じること。

(1) 関係者に対する説明と理解

処理水の処分に關する基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内外の自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声をしっかりと受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。

(2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理について、処理過程の透明性を確保した上で、確実に実施するとともに、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

また、処理水の元となる汚染水の発生量については、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、更なる抑制に向けて取り組むこと。

(3) 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による基本方針決定のプロセスなど、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるための分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、国内外の関係者等から処理水の取扱いに関する説明を求められた場合には、国として直接対応し理解促進を図ること。

(4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する、万全な風評対策に責任を持って取り組むこと。

特に、処理水に伴う風評が強く懸念される水産業については、新規就業者への支援制度の充実や大規模消費地市場への販路確保の支援など、更なる対策強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況や効果を確認しながら、支援内容の見直しや必要な追加対策を講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

(5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

また、東京電力が実施しているトリチウム分離技術の公募について、国内外に広く周知するとともに、現在の進捗状況や今後のスケジュールを明確に示し、県民や国民に分かりやすく発信するよう東京電力を指導すること。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省】

オミクロン株による感染拡大や急速に進むB A. 2系統への置き換わりなど、いまだ猛威を振るい続けている新型コロナウイルス感染症への対策と並行し、復興・再生を遅滞なく進めるため、原子力災害を始め度重なる災害による多岐にわたる課題に対して、県内全域で継続して懸命な努力を積み重ねている状況である。

こうした中、県民の安全・安心のための安定的な保健・医療提供体制の確保に向けて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政支援を継続するとともに、広域調整の対象となった入院患者の退院に伴う帰宅経費、医療機関が院内感染により外来診療を休止・縮小した場合の診療再開時に係る経費、医療機関にとって負担が大きい入院・転院・療養対応における経費及び自宅療養中の同居家族への感染を防ぐための宿泊支援に係る経費等を同交付金の対象に拡充すること。

また、ワクチンの3回目接種や小児接種等の円滑な実施については、必要性・有効性・安全性等の情報を国として継続的に発信するとともに、今後の新興感染症等対応を見据え、通常医療を行う現場においても感染症対策を講じる必要があることから、令和3年度まで実施していた感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業を継続し、感染拡大防止に向けた体制構築を支援すること。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は、県内の幅広い業種の事業者にも及んでいることから、事業継続を支援するため、借入金の返済猶予など国から金融機関への柔軟な対応の要請や資金繰り支援、雇用調整助成金の特例措置の延長等を行うこと。

あわせて、経営困難となっている事業者の再建のため、当県が行う専門家集団による高度な経営改善策の提示やその実効性確保のための伴走支援について、手厚い支援を幅広く行えるよう十分な予算を確保すること。

加えて、県内消費を回復させるため、事業者の実情に配慮した需要喚起策の実施など、十分な経済支援を講じること。

Ⅲ 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水・処理水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネルギー社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を粘り強く続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく福島復興再生基本方針及び福島復興再生計画における取組等を推進していくことが不可欠であり、各地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、当県特有の深刻化・複雑化する課題や今後新たに顕在化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かに対応し、福島12市町村の将来像提言や今年度が計画期間の初年度となる福島県総合計画等で示された目指すべき将来の姿の実現を図る必要がある。

ついでには、第2期復興・創生期間以降においても、当県の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

また、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島の復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

あわせて、当県は、東日本大震災以降も度重なる災害に見舞われており、現在も今年3月に発生した福島県沖を震源とする地震を始め災害からの復旧・復興に懸命に取り組んでいる最中であることから、復興・創生が遅滞することがないように、引き続き人的・財政的な十分な支援を行うこと。

2 福島国際研究教育機構の具現化

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、
国土交通省、環境省】

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、福島イノベーション・コースト構想の中核となる世界に冠たる新たな拠点として、地元からの期待が非常に高く、福島の復興を進めていく上で、県民の夢や希望につながる、欠かすことのできない重要なものである。現在、当県は、福島イノベーション・コースト構想の効果が最大化する立地候補地等について、今年8月末を期限に国に提案すべく選定作業を進めているところであるが、国の最終決定に当たっては、県の意見を最大限尊重すること。

こうした中、令和5年度は、機構が事業を開始し、各分野の研究開発、機構施設の整備や国、県、市町村が行う周辺環境の整備など、機構に係る各種事業が本格化する極めて重要な年であり、事業の実施に必要な予算を十分に確保するとともに、立地地域及び周辺市町村における機運醸成を図り、機構が行う事業に対する期待感を高める取組を進めること。

また、機構が福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる司令塔機能を十分に果たし、「福島の創造的復興の中核拠点」として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や新産業の創出、人材育成等の機能を発揮するとともに、その役割や成果を国内外に発信しながら、立地地域のみならず浜通り地域等全体の一体的、総合的な復興に資する拠点となるよう、新産業創出等研究開発基本計画、中期目標、中期計画等の策定はもとより、機構の施設や周辺環境の整備計画も含めた機構に関する事業全体の今後の年次ごとの具体的なロードマップを示しながら、機構設立後速やかに事業に着手し、福島国際研究教育機構基本構想の早期の具現化を図り、復興庁のリーダーシップの下、関係省庁が連携して以下の事項について実現すること。

(1) 機構の役割について

これまで既存の施設で行ってきた研究の延長や既存施設の寄せ集めに止まることなく、創造的復興を牽引する目玉となるような研究内容を打ち出し、実施に取り組むとともに、福島の中長期的な課題の解決など地元貢献する研究開発を行うこと。

また、最先端の施設・設備の導入や十分な研究費の確保を始め国際水準の研究環境の整備やデジタルトランスフォーメーションに対応した体制の構築等を図り、若手や女性の積極的登用も含め、各分野において研究者への吸引力ある国際的に卓越したトップクラスの研究人材の確保や国際的な研究機関、企業等との連携・誘致を進めるとともに、県内の大学、研究機関、企業等と連携した研究開発にも積極的に取り組むこと。なお、研究開発に当たっては、福島ロボットテストフィールド等の県内の実証フィールド、施設・設備等を最大限活用すること。

さらに、産学連携体制の構築や大胆な規制緩和の推進による参画促進等を図るとともに、機構発ベンチャー企業等の創出・育成、県内企業や自治体、ふくしま医療機器開発支援センターなど県内研究施設等との連携による研究成果の産業化を進めるなど、地域の雇用創出や県の産業競争力を底上げする幅広い産業振興の取組を展開すること。

加えて、復興庁及び文部科学省を中心に県を始め県内関係機関等も含めて、大学・大学院の設置等将来の拡充も視野に入れた機構の行う人材育成の具体的な内容、大学等関係機関との連携の在り方や役割分担などを検討する会議等を立ち上げ、早急にその検討を進め、国内外の大学、研究機関等とも協働した世界で活躍できる国際的な研究者の育成や地元の小中学校・高校を始めとする県内の教育機関等と連携した復興をリードする地域人材の育成等に取り組むこと。

(2) 機構の体制について

世界的に高く評価される研究実績や高度なマネジメント能力を有するほか、福島に深く寄り添い、復興への優れた識見を有する理事長の人選を進めるとともに、各省庁の縦割りを超え、既存施設に横串を刺しながら、多分野の研究開発等、機構が取り組む多岐に渡る事業の一体性の確保を図るため、機構の理事長のリーダーシップが最大限発揮できる体制を構築するほか、理事長との緊密な連携の下、復興庁が司令塔として、共管省庁との調整機能を十分に発揮すること。

また、機構が福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるよう、十分な予算や人員体制を長期的、安定的に確保するとともに、地域の声を踏まえた組織運営を図ること。

(3) 機構の施設の整備等について

機構の施設の整備計画を早期に示した上、県や市町村のまちづくりと緊密に連携しながら、機構の施設の円滑かつ着実な整備を図るとともに、建設に当たっては、地域に開かれ、定着し、親しまれる存在となるよう配慮すること。

また、機構を中核として、多言語にも対応した、海外の研究者が安心して研究、生活できる住宅等環境、コンベンション施設での学会開催など研究者や企業等の活発な研究や交流活動を促進・支援する環境、デジタルトランスフォーメーションの実現に必要な最先端の情報通信環境、基幹的な広域交通インフラなど国内外研究者の迅速なアクセスを可能とする交通環境その他の周辺環境を整備し、定住人口や関係人口の増加を促進しながら、国際研究産業都市の形成を図るため、国や県、市町村その他事業者がそれぞれ行う周辺環境の整備が総合的に進められるよう国が前面に立ち責任を持って取り組むとともに、周辺環境の整備に必要な予算を十分に確保し、県や市町村その他事業者の取組を全面的に支援すること。

(4) 機構の運営及び整備等に関する財源の確保について

機構の安定的な運営、機構の施設や周辺環境の整備に当たっては、その他復興・再生に向けた事業等との連携も図りつつ、復旧・復興事業全体に係る事業規模及び財源（財源フレーム）に関し、「令和3年度以降の復興の取組について」及び「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、必要に応じて見直しを行うとされていることも踏まえ、既存の事業執行に支障のないよう必要な財源を別枠で確実に確保すること。

3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和5年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、移住希望者のニーズに応じた効果的な支援を行うため、移住・定住促進事業を継続するとともに、面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件の緩和など、運用の弾力化を図ること。

あわせて、住民帰還や移住等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題等に対して適時的確に対応できるよう、柔軟で使いやすい制度とすること。

(3) 被災者支援総合交付金の予算確保等

避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災者の心身や子どもの体力の回復など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、見守り・相談、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援等の様々な施策により、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、被災者支援総合交付金については、被災者に寄り添った柔軟な運用を行うとともに、長期かつ十分な予算を確保すること。

(4) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症対策、令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害からの早期復旧など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、地方一般財源総額については、令和4年度から令和6年度までの間、令和3年度と同水準を確保するとされた「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」に基づき確実に確保し充実させること。

4 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

IV 避難地域・浜通りの復興・再生

5 避難地域の復興実現

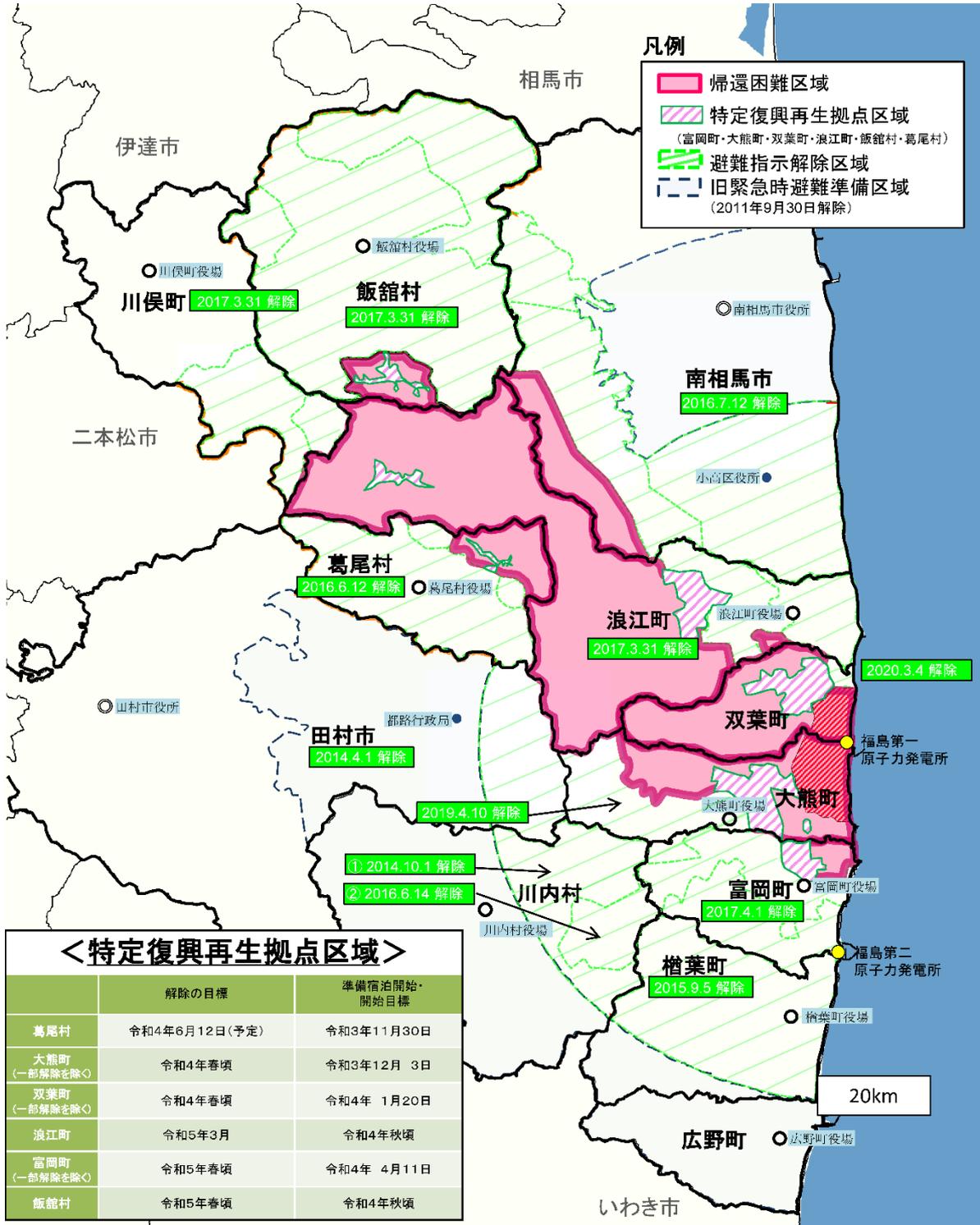
【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

復興の進捗は自治体ごとに異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、国と県で共同開催した「福島12市町村の復興・再生に関する懇談会」で示された意見を、国の施策や予算に反映し、12市町村の将来像の具現化に向けた中長期的な取組をしっかりと支援すること。

避難指示区域の概念図



6 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

特定復興再生拠点区域について、国の認定を受けた「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、計画期間内の避難指示解除を確実に行うとともに、計画内容の実現に向けて責任を持って取り組むこと。

また、同区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

さらに、特定復興再生拠点区域外について、令和3年8月に示された政府方針に基づき、住民の意向確認や除染の手法・範囲等の具体化を図るとともに、帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

7 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、原子力災害被災地域創業等支援事業及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等において、事業者の帰還や新たな事業者の呼び込みを促進するため、地域の実情を踏まえた支援策の強化・拡充を行うこと。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和5年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

8 避難地域の営農再開に向けた支援

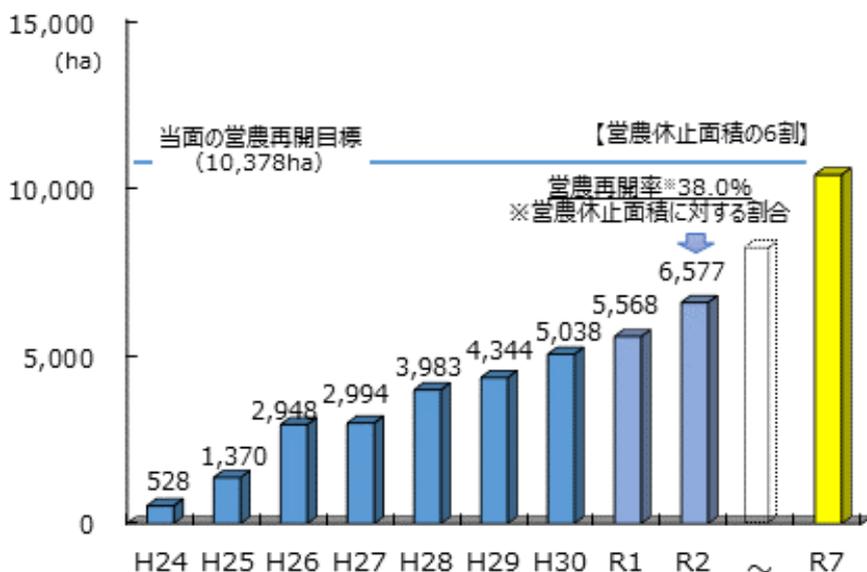
【復興庁、農林水産省】

東日本大震災から11年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の農地で保全管理を開始した段階にあるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和5年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、引き続き、避難地域で農産物の生産や加工等の核となる事業者の誘致に取り組むとともに、十分な予算を確保し、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

避難地域の営農再開目標



9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

避難地域1・2市町村におけるイノシシ等の鳥獣被害を防止するため、福島生活環境整備・帰還再生加速事業について、県や市町村が円滑に対策を実施できるよう、現場の状況を踏まえた運用や必要な予算の確保を行うとともに、県内全域の課題解決に向け、地域の実情に応じた十分な支援を行うこと。

また、帰還困難区域においては、生息状況調査を踏まえ、国における捕獲目標を明確化した上で、最大限の捕獲に取り組むこと。

特に、避難指示の解除が予定されている特定復興再生拠点区域の一部においては、帰還や移住した住民の生活等に支障を来すことのないよう対策を実施すること。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を確保するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金については、農作物の栽培期間に適切な対策が実施できるよう柔軟な運用を行うこと。

また、集落ぐるみの総合的な対策や近隣市町村と連携した広域的な対策をコーディネートできる専門的な知識を有する人材の確保や育成に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

10 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、双葉町を除き少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、第2期復興・創生期間以降も国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

避難地域で再開・開設した医療機関の約7割が人件費・運営費の支援を受けて稼働するなど厳しい状況の中で診察を継続しているが、経営環境の急速な改善は困難な見通しであるほか、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保も困難な状況である。また、今後、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

こうした中、避難地域においては、生活に必要な医療機関が不十分であることから、いわき市や南相馬市など浜通り一帯を生活圏にする傾向が一層強まり、避難地域を支える近隣地域の医療機関では、避難地域からの専門医療の患者に加え、夜間初期救急の患者についても受け入れを行っている。

については、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、近隣地域の医療機能の強化や運営に係る支援を含め、中長期的に取り組むために必要となる予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

こうした中、医師確保事業等を始めとした県内全域で実施する人材確保・地域定着策について、これまでと同規模かつ複合的に実施し、避難地域及び近隣地域へ人材を提供していく必要がある。

については、避難地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な予算を十分に確保すること。

11 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から11年が経過した今もなお、大熊町・双葉町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、地元での学校再開に向け、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

さらに、特定復興再生拠点区域の避難指示解除等により、今後通学区の広域化等も想定される。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 子どもたちが通いたい、また、保護者が通わせたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ 令和6年度に双葉地区での学校再開を予定している県立富岡支援学校について、現在、いわき市で教育活動を続けているサテライト校への支援を継続するとともに、双葉地区への帰還のため、原子力発電所事故により新築せざるを得ない学校整備及び旧校舎の解体等の環境整備に当たっては、旧校舎の産業廃棄物処理費、新校舎への移転に伴う備品整備及び搬入等に関する費用を始め、被災地域の実情に応じて必要な支援を行うこと。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、生徒が引き続き安心して学ぶことができるよう、寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組や心のサポートに資する学習支援に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員の十分な配置ができるよう、予算の確保・拡充を図ること。

12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通り・会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ途上であり、事業着手後間もない箇所が存在するなど、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 第2期復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降における必要な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講じること。

(3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野 I C～山元 I C間」のうち、4車線化として事業化された区間「広野 I C～ならば S I C間」、「浪江 I C～南相馬 I C間の一部区間」及び「相馬 I C～新地 I C間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備及び常磐バイパスにおける渋滞箇所の解消を図ること。

13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、昨年4月に認定された福島復興再生計画にも位置付けられているところである。

構想のとりまとめから8年が経過し、令和2年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所したほか、東日本大震災・原子力災害伝承館が同年9月に開館するなど、今後、これまで整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組んでいく必要がある。

このため、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

廃炉・放射線分野においては、櫛葉遠隔技術開発センターや廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、整備中の大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の更なる参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取り組むとするとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の効果的な運用や、地元企業の技術力向上及び受注体制強化への支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（RTF）の運営等

ア RTFの運営支援

RTFの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ RTFの利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業の実施にあたり、RTFを最大限活用すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、令和5年以降もロボット関連イベント等をRTFで継続開催するとともに、i-Constructionやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、RTFを積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、RTFを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、RTFの防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にRTFを利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、RTFを有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

ウ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

各種ロボットに関する認証制度等の構築を進めるとともに、構築にあたって必要な試験等をR T Fで行うこと。

特に、R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成を進めているところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、制度への位置付け、必要な機能強化を検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、R T Fにおける水素ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を講じること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の集積を進め、カーボンニュートラルの実現に向けた動きを加速し、経済と環境の好循環から東日本大震災の復興につなげていくため、県内企業によるネットワーク構築から新規参入、研究開発、事業化及び販路拡大までの一体的な支援に必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応しつつ、引き続き、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、マッチング支援、クラスター体制や新たな企業間連携の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の拡充

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など本構想の重点分野において、地元企業等と県内企業等との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和5年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

また、福島県浜通り地域等をスタートアップ創出の先進地とするため、未利用地等を活用した実証フィールドの整備、地域復興実用化開発等促進事業の制度改正及び予算拡充、他のスタートアップ支援施策との連携など、同地域にスタートアップ企業を呼び込む施策の充実を図ること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な予算を十分に確保すること。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を確保すること。

さらに、来年4月の設立に向けて検討が進められている福島国際研究教育機構については、地元の小中学校・高校等と連携して連続的な人材育成を行うこと。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した浜通り地域等における教育研究活動について、引き続き、各大学等の活動を支援するとともに、地元の市町村、企業等との連携や今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除等に伴う新たな活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

(5) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けの電子決済ポイント還元事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、当県及び経済産業省でとりまとめた交流人口拡大に向けた取組を推進するアクションプランの着実な実行に向け、広域連携による取組の推進やデジタルプロモーションによる一元的な情報発信、データ活用基盤の構築など、各アクションに必要な予算の確保や進行管理に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域におけるツアーコーディネートの体制構築や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(6) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

令和2年9月に双葉町において開館した東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、昨年開所した富岡町や浪江町の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設であり、その役割を永続的に担えるよう、資料収集・保存、調査・研究、展示・プレゼンテーション、研修の各事業や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(7) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト構想

①花き等の新たな生産振興
(飯館村、葛尾村、川俣町 等)



川俣町のアンズリウム栽培

②福島水素エネルギー研究フィールド
(FH2R) (浪江町) (2020年3月開所)



③水産資源研究所
(相馬市) (2019年2月全面供用開始)
④水産海洋研究センター
(いわき市) (2019年7月供用開始)



水産資源研究所



水産海洋研究センター



⑧福島ロボットテストフィールド
(南相馬市、浪江町)
(2020年3月全面開所)



⑨東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町) (2020年9月開館)



⑩環境制御型施設園芸の導入推進
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市 等)



大熊町のイチゴ栽培

⑪避難地域等の再生可能エネルギー
導入促進



南相馬市鹿島区の風力発電所

⑫医療・産業トランスレーショナル
リサーチセンター 浜通りサテライト
(南相馬市) (2021年11月開設)



廃炉関連施設(JAEA) ⑤大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
⑥廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
⑦楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町) (2016年4月本格運用開始)



15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、県内全域における再生可能エネルギーの更なる導入拡大、水素の社会実装の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 再エネ社会構築に向けた取組への支援

再生可能エネルギー主力電源化に向けて系統接続の制約が喫緊の課題であり、系統ひっ迫の要因となっている長期未稼働案件については、適切に系統枠を開放する仕組みが必要であることから、国の固定価格買取制度の認定失効の制度運用と連動して、一般送配電事業者においても系統接続枠を解放する仕組みづくりを支援するとともに、既存系統の最大限有効活用に向けた取組を強化すること。

また、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈地域における風力発電の導入に向けた送電網整備など、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等を最大限に導入できるよう必要な予算を引き続き確保すること。

さらに、県内企業のネットワーク構築から、新規参入、人材育成・研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的な支援など再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた取組に必要な予算を確保すること。

加えて、当県のカーボンニュートラルの実現に向けて、系統負荷が少ない地産地消型エネルギーシステム構築等に取り組むための必要な予算を引き続き確保すること。

(2) 水素社会実現に向けた取組への支援

福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）を活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出のため、NEDOが開発を進めている高効率で低コスト、かつ再生可能エネルギーを最大限活用する、水素製造システムに必要な予算を確保すること。

また、水素モビリティの普及拡大、水素ステーションの整備促進を始め、水素社会実証地域モデル形成等の実現のために必要な予算を確保すること。

(3) 産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援や、研究開発機能強化に向けた取組に対して、引き続き必要な予算を確保すること。

16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野にも位置付けられる医療関連産業の育成・集積を進めるためには、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センターや医薬品の研究開発を促進する医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターといった拠点の機能を最大限活用し、新しい技術や製品の活用による浜通り地域等の課題解決や当県医療関連産業の振興を推進する必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和5年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

さらに、福島国際研究教育機構における研究成果の産業化に当たっては、同センターとの連携を図ること。

(2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開するための令和5年度以降の必要な予算を確保し、継続的に支援すること。

17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地するなど関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による航空機産業への甚大な影響は長期に及ぶことが懸念されることから、当県産業の復興・再生が遅滞しないよう、取組の継続・更なる深化のために必要な支援を行うこと。

また、航空機の技術革新や社会実装が進む次世代航空モビリティなど、航空宇宙関連産業を取り巻く環境は大きな変化の時を迎えており、こうした動きを的確に把握し、将来を見据えた新たな取組を行うことが重要である。

については、新たな航空宇宙関連産業の動きに対応し、中核企業を核とした関連企業クラスターの形成や競争力強化を図るため、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマなどの実証や関連企業の誘致、県内企業とのマッチング支援、新たな企業間連携の構築を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

VI 原子力発電所事故への対応

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップ等に基づき、安全かつ着実に進められることは当県復興の大前提である。

今年計画されている1号機における原子炉格納容器の内部調査や2号機における燃料デブリの試験的取り出しを始め、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて以下の措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

① 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、現場におけるリスク管理を徹底し、周辺環境に影響を与えないよう東京電力を指導・監督すること。

② 設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って設備等の保守管理の在り方を見直すとともに、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めるよう東京電力を指導・監督すること。

あわせて、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上に取り組むとともに、外的要因による設備の損傷状態を適切に評価し必要な対策を講じるよう東京電力を指導・監督すること。

- ③ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定・安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止対策等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
また、廃炉に向けて、燃料デブリの取り出しや管理など高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。
- ④ 廃炉・汚染水・処理水対策は、長期にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるが、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに対して、多くの県民等が不安を感じていることから、県民目線に立った取組や管理が徹底されるよう、東京電力を指導・監督すること。
特に、核物質防護については、柏崎刈羽原発における事案によって原子力規制委員会から是正措置命令がされるなど、極めて重要な問題が生じたことから、県民に更なる不安を与えることのないよう、県内原子力発電所の対策に万全を期すとともに、核物質防護に携わる全ての職員が認識を共有するための対策を徹底するよう、東京電力を強く指導・監督すること。
- ⑤ 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ⑥ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応等について、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。

- ⑦ 福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力を指導・監督するとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- また、廃止措置中に県が監視業務を行うために必要な予算を十分に確保すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。

- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う環境モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いなどを通じて、信頼性、客観性、透明性が確保された体制を構築し、トリチウムを始めとする放射性物質を幅広くモニタリングの上、科学的・客観的な結果を国内外へ分かりやすく発信するとともに、県が独自に実施するモニタリングに対して必要な予算を確保すること。

19 除染等の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了するなど、環境回復の取組が進捗してきた中で、除染等に関する以下の課題について、国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 仮置場の原状回復等の確実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除去土壌等の搬出完了後の仮置場における農地の地力回復等も含めた原状回復、森林の放射線量低減のための取組等について、安全かつ確実に実施するよう、必要な措置を講じること。

(2) 搬出できない現場保管除去土壌等への対応

埋設場所の上に設置した工作物の撤去がままならない等のため搬出できない現場保管除去土壌等について、工作物の撤去等を進めるための支援制度を設けるなど、早期に搬出を完了させるための対策を講じること。

(3) 帰還困難区域の除染等

特定復興再生拠点区域の除染等については、地元自治体の実情に配慮しながら、フォローアップ除染を確実に実施すること。

また、今後実施する拠点区域外の除染等については、住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、安心して生活できるよう十分な除染を行うとともに、帰還意向のない住民の土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り、できるだけ早く方針を示すこと。

さらに、インフラ工事を計画している場所については、高線量のため再利用等ができない土砂の発生により、復興の妨げになることのないよう、国が主体的に責任を持って、事前に除染する等の必要な措置を講じること。

20 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入という苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

原子力発電所事故以降の長期に及ぶ避難指示、環境回復を始めとする復興への様々な取組等、これまで当県が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設事業について、以下の措置を講じること。

(1) 全国民的な理解醸成

国の責務である除去土壌等の県外最終処分に向けて、全国民的な理解醸成活動を更に推進すること。

また、理解醸成に当たっては、県外最終処分のイメージなど、分かりやすい情報を提供するとともに、達成度を測り効果を検証しながら改善を重ね、その取組を充実させること。

(2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

2045年までの県外最終処分に向けて、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示し、県民及び国民の目に見える形で取組を進めること。

(3) 除去土壌等の輸送及び中間貯蔵施設運営の安全・確実な実施

今後発生する特定復興再生拠点区域外のものを含め、全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと。

また、中間貯蔵施設の現場管理を徹底し、施設の運営を安全・確実に行うとともに、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

(1) 特定廃棄物の埋立処分の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設については、令和5年度の埋立終了に向けて、安全・確実に搬入・埋立処分を完了すること。

また、埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、事業計画や運用状況を分かりやすく伝えるなど、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 処理方針が決まっていない特定廃棄物の取扱い

特定復興再生拠点区域外における避難指示解除に向け除染と一体的に行われる家屋解体やインフラ整備等に伴い今後特定廃棄物が発生した場合や、特定廃棄物埋立処分施設の埋立期間終了以降に帰還困難区域を除く県内で新たに特定廃棄物が確認された場合の処理方法が決まっていないことから、速やかに処理方針を決定すること。

22 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 集団訴訟の判決確定を踏まえた適切な対応

原子力損害賠償紛争審査会においては、最高裁の決定により複数の判決が確定した原発事故に係る集団訴訟の内容について、「指針」における基準や東京電力がこれまでにやってきた賠償との比較等の詳細な調査・分析を迅速に行うとともに、当県の現状を踏まえ、混乱や不公平が生じないように、「指針」の見直しを含め適切に対応すること。

また、東京電力に対し、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、判決確定を真摯に受け止め、被害者からの賠償請求に対して、改めて被害者の心情への配慮や個別具体的な事情による損害への誠実な対応を行うよう指導すること。

(2) ALPS処理水の処分に係る風評対策

ALPS処理水の取扱いによって、万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行うよう東京電力を指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

また、損害の立証に当たっては、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応するよう、関係団体等の意見を十分に踏まえ、業種ごとの具体的な賠償基準を早期に示した上で、事業者等の十分な理解が得られるよう丁寧に周知・説明を行うこと。

(3) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(4) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

VII 風評払拭・風化防止対策の強化

23 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきた結果、当県のイメージが震災前の水準まで回復しつつあるが、根強い風評や本県に対する誤解は残っており、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、ALPS処理水の処分については、海外においては正確な情報が十分に伝わっていないと思われる報道が見られるほか、国内においても理解が十分に進んでおらず、これまでの風評払拭に向けた県民の努力と成果は水泡に帰すおそれがある。国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全な対策を行うための必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって加速する懸念があることから、更なる国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の取扱いについては、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力的に推進すること。

さらに、国及び関係機関等の広報媒体の最大限活用、国主催の会議等の誘致、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーをその先へつなげていくための継続的な取組など、あらゆる手段を講じて、国内外に正確な情報を分かりやすく繰り返し発信すること。

特に、2025年大阪・関西万博については、復興への歩みを進めている姿や当県から生まれた未来社会に向けた技術など、国内外に広く発信する絶好の機会であることから、関係省庁が一体となって情報発信等に取り組むために必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための取組に必要な予算を継続して確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) ALPS 処理水の処分に係る風評対策

ALPS 処理水の処分については、県内全域の観光事業者が新たな風評による観光業への影響を危惧しており、国においては、こうした事業者の不安を払拭するため、観光業への風評を把握する調査、当県の正確な情報や観光の魅力などを発信する取組、宿泊減を起こさないセーフティネットとなる取組等を確実に実施すること。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復しておらず、また、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムの拡充や強化等の誘客促進の取組を通じて、観光基盤を育む必要があることから、引き続き、十分な予算を確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

当県への観光に不安を抱く国内外の方々に対して、これまでの風評払拭の取組に加えて、ALPS 処理水による新たな風評への懸念を踏まえ、当県が行うコンテンツ造成や観光キャンペーンなどの情報発信、新たに実施する福島ならではの観光誘客の取組等に必要な予算を確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、新型コロナウイルス感染症の影響により学校が旅行先を近隣地域に見直している現状もあり、更なる情報発信や誘致活動を展開するために必要な予算を確保すること。

(5) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種大規模イベントについて、当県の現状を知っていただく絶好の機会であることから、当県で開催できるよう誘致等に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

26 福島への復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生には、帰還困難区域での除染、中間貯蔵施設事業等の環境回復における課題に着実に取り組むとともに、豊かな自然や再生可能エネルギー等、当県の強みや特徴をいかした未来志向の環境施策を推進し、環境先進地域としての福島の価値を高める必要がある。

については、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定に基づく取組の充実・強化を一層図るため、以下の措置を講ずること。

また、浜通り地域を始め当県の風評払拭につながるよう、本取組について、国が積極的に情報発信するとともに、当県が実施する県民への理解・機運の醸成に向けた情報発信等の取組に対して必要な支援を行うこと。

(1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」に基づく、県内における「国立公園満喫プロジェクト」や「新・尾瀬ビジョン」の取組、国立公園内でのゼロカーボン・ドライブなどカーボンニュートラルの実現に向けた取組等を国が積極的に推進するとともに、当県が実施する国立公園の魅力向上や周遊促進等の取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

(2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興の加速化に向けて、県内における地球温暖化対策の実効ある取組を推進するため、県内複数地域において脱炭素先行モデルが創出されるよう、人的・技術的支援を行うとともに、復興まちづくりに資する民間施設のZEB化に必要な予算を確保すること。

(3) ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

ポスト・コロナ社会への対応の視点から、自立・分散・ネットワーク型社会の形成を視野に入れ、当県の国立公園等におけるワーケーションの促進などに国が積極的に取り組むとともに、ワーケーションの聖地ふくしまの実現に向けた取組等に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

27 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援やコミュニティ形成支援などについて、国が前面に立って県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域等の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対する予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和5年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和5年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から11年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

28 安心して子どもを生き育てやすい環境の整備

【復興庁、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、社会全体での子育て・子育ての総合的な対策を強化し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。

については、同センターによる令和5年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 個別支援教育の推進

DVやネグレクト、ヤングケアラー等の自らの力だけでは解決が困難な課題を抱える児童生徒が増加している中、当県では、原発事故等の影響による心のケアを始め、特別な支援が必要な児童生徒への対応が継続的に求められていることから、標準法を改正し特別支援学級の編制基準の引き下げを行うなど、小・中・高できめ細かな教育が行えるよう、体制整備に向けた十分な支援を行うこと。

(6) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

31 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、国土交通省】

特定復興再生拠点区域のインフラ整備や相馬福島道路の全線開通など、復興の進捗に合わせた交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

さらに、復興に向けた治安維持の活動に当たっては、小型航空機を用いた上空からの道路状況の把握等を行っているが、近年、頻発・激甚化する自然災害等の対応で同航空機が出動する機会が多く、航空機の2機配備が必要であるほか、当県の地形的特徴から長い航行距離と時間を確保できる航空機の配備が不可欠であることから、中型機を新たに配備するための必要な予算を早期に確保すること。

32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和5年度以降も実施期間を延長すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

令和5年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

33 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

こうした中、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題であり、産業の復興再生のための自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、地域の実情を踏まえ、令和5年度以降も募集を実施し、事業完了期限を延長するとともに、制度の継続に当たっては十分な予算を確保すること。

また、原子力災害の影響は広範囲かつ長期にわたっており、いまだ分譲が進められない産業団地があることから、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、中長期的に募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること。

34 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保等

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保するとともに、インフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数・復興歩掛の特例措置を継続すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業、砂防事業及び港湾事業について、当県の復興・再生や持続可能な地域社会の形成には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金、水産物供給基盤整備事業等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

35 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進する必要があることから、ほだ木等原木林再生のための予算を確保すること。

37 水産業再生に係る取組の強化

【復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、昨年4月から本格的な操業に向けた新たな段階へ大きく踏み出したところである。極めて重要な局面の中、政府によってALPS処理水の処分に係る基本方針が決定され、関係する事業者は、これまで積み重ねてきた努力が水泡に帰すのではないかという大きな不安を抱えている。

については、水産業に関わる事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりに向けて、国が前面に立ち、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を講じるとともに、長期にわたり十分な財源を確保すること。

特に、水産業再生の更なる強化に向けて、十分な収入確保が困難な新規就業者への支援制度の充実による担い手の定着、新たな販売先として大規模消費地市場への定期輸送便の確保への支援等に取り組むこと。

また、国自らが漁業者に寄り添って、現場の声に耳を傾け、必要に応じて更なる追加対策を講じるとともに、現地で円滑な支援ができるよう、国の支援体制を整備すること。

38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期の全線4車線化を図ること。

また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、国道4号福島北道路の早期事業化を図ること。

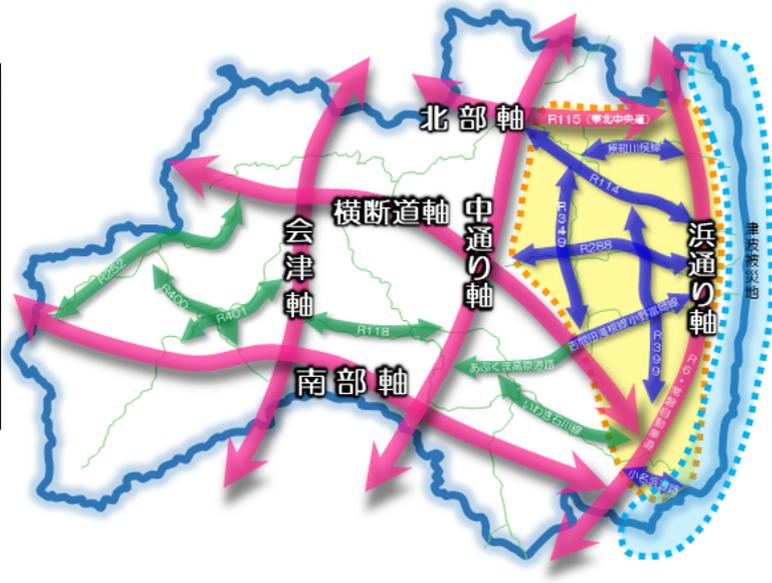
② 横断道軸として、磐越自動車道の4車線化優先整備区間「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間」、「西会津IC～津川IC間の一部区間」及び「三川IC～安田IC間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、4車線化優先整備区間に選定すること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備

凡例	
	心くしま道づくりプラン (福島県全域)
	津波被災地
	復興に向けた戦略的道路整備の エリア
	県土連携軸交流ネット ワーク基盤強化道路 (県復興計画重点プロジェクト)
	基幹的な道路 (6本の連携軸)
	心くしま復興再生道路 (改革系6路線)
	地域連携道路 (地域高規格道路以外)



県土の復興に向けた道路ネットワーク構築のための主な整備箇所



39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港については、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の早期完成が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

また、国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図り、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」を形成するため、次世代エネルギー輸入拠点港湾としての具体的な方向性を早期に示すとともに、県が行う港湾計画の改訂や民間事業者が進めるカーボンニュートラルに向けた取組に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

(2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の全線開通により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の予算を確保するとともに、沖防波堤の予防保全事業（防波堤嵩上げ）を促進すること。

40 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症による大幅な地域経済の落ち込みや社会の変容等にも配慮し、同感染症を始めとした様々なリスクの発生を見据えた強靱な社会・経済構造の構築や、テレワークを通じた移住の促進を始めとした新たな生活様式の積極的な導入など、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金などの予算を継続的に確保すること。

41 デジタル社会の実現

【内閣官房、デジタル庁】

県民一人一人がデジタル技術による恩恵を実感して豊かに暮らすことができるよう、デジタル社会形成基本法やデジタル田園都市国家構想等に基づき、地方においてデジタル社会を実現する必要がある。

については、市町村の実情に応じたデジタル化の取組を安定的かつ円滑に展開し、県内各地域でデジタル変革（DX）の成功事例を一つ一つ積み上げていくことができるよう、デジタル田園都市国家構想推進交付金の予算を継続的に確保すること。

また、市町村によってデジタル化の進捗にばらつきがある中、同交付金は実装が要件とされているため、活用が一部にとどまり、市町村間の格差が懸念されることから、実装だけではなく、市町村共通で利用できるデータ連携基盤に必要な仕様等の調査・研究や実証事業なども同交付金の対象とするなど、要件を拡充すること。

42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や福島県沖を震源とする地震など、幾度も甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

特に、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確保するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。

また、津波対策として沿岸部での早期復旧が求められる海岸防災林については、成林するまでの間、維持管理等に必要な予算の確保など、十分な支援を行うこと。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進を図ること。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、早期着工に向け、地域の合意形成を図ること。

また、令和6年度までに当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算を確保するとともに、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保すること。

さらに、昨年11月に改正施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき、県管理河川の特定都市河川指定に向けた流域水害対策計画の策定など、当県における流域治水の推進への取組に対して引き続き支援すること。

省庁別索引

【内閣官房】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【3 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 40 地方創生の推進【66 頁】
- 41 デジタル社会の実現【67 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68 頁】

【内閣府】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【3 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10 頁】
- 5 避難地域の復興実現【11 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【13 頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【14 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【19 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 27 避難者支援の充実【50 頁】
- 40 地方創生の推進【66 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68 頁】

【警察庁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 31 復興・再生に向けた治安の維持【56 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68 頁】

【消費者庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】

【デジタル庁】

- 41 デジタル社会の実現【67 頁】

【復興庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】

- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10頁】
- 5 避難地域の復興実現【11頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【13頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【14頁】
- 8 避難地域の営農再開に向けた支援【15頁】
- 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【16頁】
- 10 避難地域等における医療提供体制の再構築【17頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【19頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【21頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【23頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34頁】
- 19 除染等の推進【40頁】
- 20 中間貯蔵施設事業の推進【41頁】
- 21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【42頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【43頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48頁】
- 27 避難者支援の充実【50頁】
- 28 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【52頁】
- 29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【53頁】
- 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【54頁】
- 31 復興・再生に向けた治安の維持【56頁】
- 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【57頁】
- 33 企業誘致の促進【58頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【59頁】
- 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保【60頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【61頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【62頁】
- 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【63頁】
- 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【65頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68頁】

【総務省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【3頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10頁】
- 5 避難地域の復興実現【11頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【19頁】

- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 27 避難者支援の充実【50 頁】
- 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【54 頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【59 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68 頁】

【外務省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48 頁】

【財務省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】

【文部科学省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10 頁】
- 5 避難地域の復興実現【11 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【19 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【43 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【53 頁】
- 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【54 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68 頁】

【文化庁】

- 4 復興に向けた人員確保【10 頁】

【厚生労働省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【3 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】

- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10頁】
- 5 避難地域の復興実現【11頁】
- 10 避難地域等における医療提供体制の再構築【17頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【19頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45頁】
- 27 避難者支援の充実【50頁】
- 28 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【52頁】
- 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【57頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68頁】

【農林水産省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10頁】
- 5 避難地域の復興実現【11頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【13頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【14頁】
- 8 避難地域の営農再開に向けた支援【15頁】
- 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【16頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32頁】
- 19 除染等の推進【40頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【59頁】
- 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保【60頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【61頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【62頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68頁】

【水産庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【62頁】

【経済産業省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【3頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8頁】

- 4 復興に向けた人員確保【10 頁】
- 5 避難地域の復興実現【11 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【13 頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【14 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【21 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【34 頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【35 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【43 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【47 頁】
- 33 企業誘致の促進【58 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【62 頁】
- 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【65 頁】

【資源エネルギー庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【43 頁】

【中小企業庁】

- 7 避難地域等の事業・生業の再生【14 頁】

【国土交通省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【3 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【10 頁】
- 5 避難地域の復興実現【11 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【13 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【21 頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【23 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32 頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【35 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48 頁】
- 27 避難者支援の充実【50 頁】

- 31 復興・再生に向けた治安の維持【56 頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【59 頁】
- 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【63 頁】
- 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【65 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【68 頁】

【観光庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【48 頁】

【環境省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【4 頁】
- 2 福島国際研究教育機構の具現化【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【8 頁】
- 5 避難地域の復興実現【11 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【13 頁】
- 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【16 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【21 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【24 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【32 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】
- 19 除染等の推進【40 頁】
- 20 中間貯蔵施設事業の推進【41 頁】
- 21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【42 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【45 頁】
- 26 福島の復興に向けた未来志向の環境施策の推進【49 頁】
- 28 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【52 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【61 頁】

【原子力規制委員会】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】

【原子力規制庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【36 頁】